

## 技術対話結果（公開）

注1）公開すべきと判断した対話結果のみ公表しています。

注2）応募者のノウハウや機密情報に関わる内容は削除または表現を変更しています。

No	資料名及び頁 (資料ない事項は「無」と記載)	確認事項 (応募者記載欄)	回答 (発注者記載欄)	
1	要求水準書	2	<p>業務内容に「工事業務：各種工事及び工事現場管理業務」と記載があります。</p> <p>提出書類作成要領及び様式集「様式V-1-3-② 業務実施体制に関する提案—建設工事業務の体制—」に関し、様式中の発注形態について、土木工事及び建築工事が機械設備企業及び電気設備企業と異なる意図についてご教示ください。</p>	<p>機械設備企業及び電気設備企業については異業種JVが多いことを考慮しています。そのため、「様式V-1-3-②」について、「共同企業体」における「代表」以外の実績については、機械工事及び電気工事のみご記載ください。</p>
2	要求水準書 【変更版】	4	<p>「※10運転維持管理従事者で対応可能な池の清掃業務」について、新1号沈でん池の事業者提案の内容によっては、池清掃を貴市が実施することもあるとの理解でよろしいでしょうか。また、表1-3 継続利用施設 No.1新1号沈でん池の「改修整備・利用方針」に記載のある「・・・既設設備を継続利用することは妨げない・・・」とありますが、フラッシュミキサーやフロキュレーター、汚泥掻寄機等の扱いは事業者提案であり、貴市が指定する継続利用施設ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、「※10運転維持管理従事者で対応可能な池の清掃業務」とは、潜水士等による特殊作業を伴わないものをいい、新1号沈でん池については、片系列運転が可能で池内の水を抜いて清掃ができることから運転維持管理従事者で対応可能な池の清掃業務に該当します。後段については、ご理解のとおりです。</p>
3	要求水準書 【変更版】	7	<p>表1-3 No.5「管理棟（既設）」について、第2期の活用方法は事業者提案によると理解しています。第1期の工事期間中の活用方法についても同様に事業者提案によるとという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>管理棟（既設）の改修整備・利用方針については、要求水準書P7のとおりです。第1期については、現運転管理業務受託者が利用している塩素注入機室、塩素漏洩検知室、薬注室（一角）、操作室、会議室、湯沸室（3F）並びに本市が使用していない宿直室は事業者提案と考えます（場所の詳細は6/11閲覧資料No.3～5を参照）。その他は本市が使用する予定であり、3F大ホールについては、災害時に応援事業体職員の仮眠室と位置付けているため、提案内容によっては利用することができない場合があります。</p>
4	要求水準書	7	<p>「新1号沈殿池の構造物本体は継続利用とし、」とありますが、排泥弁と屋内排泥配管、空気限設備、排泥ビット内ポンプ、手すり、配管またぎ用ステップ、タラップ、マンホール、グレーチング、蓋、建屋内給水管・防火ないし消火用設備、ダクトなど空調関連設備・照明は既設流用してよろしいでしょうか。</p>	<p>既設流用を可とします。</p>

No	資料名及び頁 (資料ない事項は「無」と記載)	確認事項 (応募者記載欄)	回答 (発注者記載欄)
5	要求水準書【変更版】 要求水準書に関する質問への回答No.58 「第13条 施設機能の確認及び使用」	12 6/34 表1-7に「設定なし」の項目が15項目あります。この「設定なし」について、閲覧資料によると過去にクロロホルム（自己検査令和2年5月）や臭気（法定検査平成23年沼沢臭、自己検査平成23～24年微土臭等）が記録されています。 運転維持管理業務委託契約書（案）別紙7リスク分担表（案）No.86では「設定した原水水質の超過により・・・」とありますが、事業期間中の原水水質の変化を考慮し、原水水質引渡し条件の「設定なし」の項目においても、過去に記録された最大値を超えて検出された場合（臭気においては「異常あり」の場合）は運転維持管理費の増大について協議対象としていただけますでしょうか。	水質事故などを除き、消毒副生成物であるVOCは原水で測定不要なことから、協議対象とはしません。 なお、クロロホルムについては、確認したところ、不検出であり、誤りです。 臭気については、過去の原水濁度、2-MIB、ジェオスミン、臭気異常頻度を踏まえリスク分担の協議対象とします。
6	要求水準書	13 非常時給水量として、久野系統19500m3/日（小峰系統への送水量10,000m3/日含む）とありますが、久野・小峰配水池の流入部に中間開度で使用できるバルブはありますか。	流入前にバタフライ弁はありますが、中間開度で運用しておらず、動作も保証できません。 なお、現在、高田浄水場から小峰配水池への送水ルートは①「第二水源地の緊急連絡管」及び②「市内扇町5丁目（県道74号と720号との交差点付近）でのバイパス管」の管路切替のみの場合、もしくは③「第二水源地調整池・送水ポンプ」の管路切替だけでなく第二水源地内の設備を使用する場合の計3つとなります。
7	要求水準書	19 運転維持管理業務委託契約書別紙15 物価変動の改定指標と、運転維持管理業務委託契約書別紙10 運転維持管理費の構成、様式Ⅲ-4-③⑤⑦⑨ サービス対価の構成の3種類の書類のなかで、それぞれの費用の整合性が一致せず、矛盾した状態となっており、提出した費用をもとに、サービス対価の改定を行うことができません。 事業運営開始後も、適切な運営ができるよう内容の整合性をとっていただきますようお願いいたします。 例1) 別紙15 運転管理費⇒運転管理業務 別紙10 運転管理費⇒運転管理業務/水質管理業務/膜交換及び膜薬品洗浄業務/消耗品調達管理業務/薬品調達管理業務/電力調達管理業務/光熱水燃料等の調達管理業務/発生土管理及び処分業務⇒人件費/薬品費/電力費/その他経費 様式Ⅲ-4-③ 運転管理業務⇒人件費/諸経費/その他 例2) 別紙15 保守点検費⇒保守点検業務 別紙10 保守点検費⇒保守点検業務/修繕業務/植栽管理及び清掃業務/池等清掃業務⇒保守管理費/修繕費/その他経費 様式Ⅲ-4-③ 保守点検業務⇒人件費/諸経費/その他	物価変動の参照とする指標は、契約書（案）の参考として示すもので、詳細は優先交渉権者との契約交渉にて決定します。 運転維持管理業務委託契約書（案）別紙10や15では、運転管理費に対応する業務内容が異なっており記載されていますので、対応する業務と費用項目を確認してください。
8	要求水準書【変更版】	25 エ) 周辺環境との調和 について、周辺の景観に配慮した構図としてパース図の作成を計画しています。このパース図の作成により、周辺環境との調和を計画したことになるという理解でよろしいでしょうか。	提案時についてはご理解のとおりですが、小田原市景観計画の景観形成の方針に従って設計いただき、所管する本市まちづくり交通課と協議してください。
9	要求水準書【変更版】	39 脱水機棟の改修設計に関し、本事業の設計業務及び工事事務の対象外とされている既設電気設備の予備設備を利用することは可能でしょうか。	既設設備へ影響を与えないことを前提に、使用は可能です。

No	資料名及び頁 (資料ない事項は「無」と記載)	確認事項 (応募者記載欄)	回答 (発注者記載欄)
10	要求水準書【変更版】	53 4) 修繕業務(計画・計画外修繕)(2) 継続利用施設(事業者が整備または事業者提案により継続利用した設備を除く)について、表1-3 継続利用施設「No.4 脱水機棟」に設置されている脱水機設備のろ布交換は本事業対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書【変更版】 要求水準書に関する質問回答No.283	56 29/34 10) 発生土管理及び処分業務について、「発生土の生産量は、ベルトコンベアにあるロードセルで計量しています。」とありますが、新脱水機のベルトコンベアにはロードセルがついておりません。質問回答No.283の記載内容が事実と異なるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の質問回答は汚泥処理脱水機室の設備内容であり、脱水機棟の設備にはロードセルはついておらず、脱水ケーキをサンプリング採取し、換算算出しています。 要求水準書に関する質問回答No.283については、訂正します。
12	要求水準書【変更版】	58 59 14) 保安業務について、「④場内への第三者の立ち入りの監視方法については、事業者提案とする。」とありますが、現在場内に設置されているカメラ4台は流用可能でしょうか。また、事業者提案をもとに協議のうえ、貴市または事業者にて移設することは可能でしょうか。	要求水準書p.38タ)④⑥でITV設備の設置を求めています。 流用は可能ですが、事業期間中の移設や修繕等は事業者の責において行ってください。
13	要求水準書【変更版】	63 場外施設の電気主任技術者業務の所掌分担について明確化させてください。 2) 保守点検業務 表3-5のうち、自家用電気工作物点検について、「・・・本市に保安規程に定める対象設備の定期点検を実施すること。なお、飯泉取水管理事務所における点検は本市で実施する。」とあります。一方、イ) ⑨では、「片浦配水区域を除く場外施設の自家用電気工作物に関する電気主任技術者業務は、事業者にて対応すること。」となっています。表1-5によると飯泉取水ポンプ所は中河原配水系統に属しています。 場外施設の電気主任技術者業務について、電気主任技術者の選任及び保安規程の作成は事業者であるため、飯泉取水ポンプ所における点検は、事業者の指示のもと、貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	飯泉取水ポンプ所の電気主任技術者業務は事業範囲外であり、本市にて実施します。
14	要求水準書別紙11	1 久野配水池第2期の管理目標水位1.9~3.75mとあります。その一方で要求水準では久野配水池MWL+58.85m、HWL60.75mとあります。MWL58.85mは、管理目標水位何mに相当し、その時の配水池貯水量は何m3なのでしょうか。同様にHWLについてもご教示願います。	久野配水池水位はHWLで3.8mとなり、オーバーフロー水位と同水位です。MWLについては、中間水位であり、1.9mとなります。各水位における容量については、久野配水池容量が6,000m3のため、HWLで6,000m3、MWLで3,000m3となります。 久野配水池標高については、直近の調査資料では基準点のレベル補正が必要とのことで、要求水準書を変更します。
15	要求水準書【変更版】	別紙14 別紙14-1及び別紙14-2に記載されている「業務範囲」について、事業者が対応すべき範囲をご教示ください。また、別紙12について、飯泉取水ポンプ所に記載されている「※2業務範囲を超える部分は本市範囲とする」を参照する注釈(※2)がありません。「災害、事故及び緊急時対応業務」の記載が注釈の該当箇所という理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問については薬品調達を含み、「災害、事故及び緊急時対応業務」に記載のとおりです。 後段についてはご理解のとおりです。要求水準書を変更します。

No	資料名及び頁 (資料ない事項は「無」と記載)	確認事項 (応募者記載欄)	回答 (発注者記載欄)
16	実施方針に関する質問に関する回答書	No.145 「一定期間は両系受電可能」とありますが、貴市と電力供給元（東京電力エナジーパートナー(株)）との間で「両系受電可能期間」についてご協議いただけますでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見等への回答 No.145のとおり、一定期間は両受電可能と考えております。
17	提出書類作成要領及び様式集に関する質問への回答書	No.55 技術者の実績は、「同種業務の実績とは主任技術者又は監理技術者として従事した実績に限られる」とあり、担当技術者では加点にならないように読み取れます。一方、様式V-1-3-②の説明文に、このことに関する記載はなく、担当技術者の実績を記入することもできますが、担当技術者の実績も評価されるという理解でよろしいでしょうか。	同種業務の実績とは主任技術者又は監理技術者として従事した実績に限り加点します。
18	事業者選定基準に関する質問への回答書 5-1 1-4 (1) ① 地域経済への貢献	本事業のために地元の構成企業または協力企業として雇用した地元人材への給与等は、分担額に含まれるとありますが、様式V-4-2の地元人材の雇用育成に関する取組にある要件を対象としたものでしょうか。	様式V-4-2は地元企業以外にも含む運転維持管理を行う構成企業（SPCも可）の地元人材の雇用育成に関する取組を対象としたものです。1-4 (1) ①地域経済への貢献に対応する様式V-4-1は、地元企業に関するものです。
19	様式集V-1-3-③	受託水道業務技術管理者及び現場業務責任者の同種業務の実績【運転維持管理】の欄について、PFI/DBOなどの長期契約で現在履行中の業務における実績も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	完了実績のみを対象としています。